

2024年度（令和6年度）

1962年（昭和37年）4月2日から1979年（昭和54年）4月1日
生まれの男性に対する風しんの抗体検査・予防接種（風しん追加的対策）に係る

実施の留意点【2025年3月実施分】

1 概要

「風しん追加的対策」は、2024年度で事業が終了する予定であり、国保連への請求資料の提出期限は、2025年3月10日（厳守）となっております。

福山市が2024年度に発行したクーポン券には、有効期限が「2025年2月28日」と印字しており、2025年2月実施分までの請求は、上記期限までに国保連へ提出するようお願いいたします。

やむを得ず2025年3月に実施した場合は、クーポン券の有効期限を、「2025年2月28日」から「2025年3月31日」までに延長して、取り扱います。

その場合の事務の流れ、請求方法などについては、以下のとおりとなっておりますので、確認のうえ、適正に実施いただくようお願いいたします。（福山市以外に住民票のある対象者については、クーポン券発行自治体に、事前に実施の可否・請求方法をご確認ください。）

2 請求方法

項目	2025年3月実施分	（参考）2025年2月まで実施分
請求資料の提出先	福山市 保健予防課	国保連
提出期限	2025年4月10日（厳守※）	2025年3月10日が最終提出〆切
支払予定日	2025年5月末まで	実施月の翌々月末

※ 今年度で終了する事業です。必ず期限内に提出してください。

3 提出資料

提出資料		備考
請求書（福山市版）※	様式1	口座登録時に届け出た「印」を捺印してください
実績報告書（福山市版）※	様式2	
受診票・予診票		クーポン券の貼付けが必要
支払相手方登録依頼書 ※		すでに福山市役所に口座登録している場合は不要

※ 福山市保健予防課ホームページからダウンロード可

4 抗体検査・予防接種までの流れ

福山市に住民票のある対象者には、福山市保健予防課が風しんの抗体検査・予防接種を受けるためのクーポン券を発行・送付しています。

抗体検査・予防接種時に、実施機関で確認するものは、下表のとおりです。

抗体検査	予防接種
①クーポン券（抗体検査用） ②本人確認書類	①クーポン券（予防接種用） ②本人確認書類 ③抗体検査結果通知

（注1）クーポン券に印字している市区町村名と、本人確認書類記載の市区町村名が一致していない場合、そのクーポン券を使用して抗体検査・予防接種は受けられません。その場合、住民票のある自治体で新たにクーポン券を発行してもらう必要があります。

（注2）クーポン券は、受診票・予診票に貼付けが必要です。

（注3）使用するワクチンは、原則として「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン」を使用することとなります。

5 その他注意事項

（注4）2024年度に発送したクーポン券以外にも、「2020年3月31日、2021年3月31日、2023年3月31日、2024年3月31日」と有効期限を印字しているクーポン券も、「2025年3月31日」まで延長して使用できます。ただ、今年度の「検査費用」「予診費用」「接種費用」とは異なる額が印字しているものがありますので、今年度の額となるよう、請求時には、金額の変更記入をしてください。

<参考>請求単価

- （抗体検査） 全国統一（厚労省手引き参照）
- （予防接種） MR ワクチン 9,625円（税込）
- （予防接種予診のみ） 3,168円（税込）

【問合先・提出先】

福山市保健所保健予防課（担当：村上）
〒720-8512
福山市三吉町南二丁目11番22号
TEL：084-928-1127